



給与規則の改正に伴う大学側の提供情報の不足を問う

55歳を超える職員の昇給抑制に関する団体交渉（12月17日）のご報告

11月18日付で過半数代表に対し、55歳を超える職員の昇給抑制を含む、職員給与規則の改正の意見照会が行われ、同時に組合にも同じ情報が大学より提供されました。これをうけて、組合では11月20日付で「55歳を超える職員の昇給抑制に関する団体交渉要求書」を学長に提出し、11月29日の予備折衝を経て、平成25年12月17日（火）16時より、本部棟4階大会議室にて団体交渉を行いました。その結果は以下のとおりです。

■ 職員給与規則第2条の「学長が別に定める支給割合」が団交の場で初めて提示される

「63歳に達する日後の最初の4月1日からの本給支給額については、本給月額に100分の90を乗ずるとする規定を廃止」という規則改正について、【現行】の100分の90から【改正後】は100分の100になるが、**支給割合については経過措置を設ける**との説明がなされ、次の資料が大学側から提示されました。この経過措置は「全く後からこれを決めたわけではなくて」という吉村理事の言葉にもあるように、規則改正とともに決められていた支給割合の経過措置という重要な情報を提示せず、施行に踏み切ろうとしていたことが明らかになりました。

55歳を超える職員の昇給抑制について②-2

（学長裁定）

昭和23年4月2日～昭和24年4月1日に生まれた者は、90/100
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日に生まれた者は、91/100
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日に生まれた者は、91/100
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日に生まれた者は、91.5/100
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日に生まれた者は、92/100
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日に生まれた者は、93/100
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた者は、94/100
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日に生まれた者は、95/100
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた者は、97/100
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日に生まれた者は、98/100

■ 55歳を超える職員の昇給抑制・停止に関する給与規則の改正について、大学は全職員に詳しく説明する義務がある

今回の給与規則改正のポイントは、次の3点です。

1. 55歳を超える職員の昇給制度の改正（第8条）

規定する期間内の勤務成績が「標準」以下の場合、昇給停止。「極めて良好」「特に良好である」の場合に限り行う。

2. 初任給、昇格、昇給等細則の改正（別表第7の2）

55歳を超える職員の昇給号給数を抑制

【例】特に良好の場合、3→1へ。1は現行の「やや良好でない」と同じ

3. 63歳に達する日後の最初の4月1日からの本給支給額の改正（附則、別表3）

教育職本給表（一）の適用を受ける職員のうち、63歳に達する日後の最初の4月1日からの本給支給額については、本給月額に100分の90を乗ずるとする規定を廃止

上記の1、2の規則改正は職員にとって不利益変更であり、その代償措置の一部として大学教員のみが対象となる3が提案されました。規則改正を提案するに至った経緯を示すように求めたところ、吉村理事の回答は次のとおりでした（以下、要約）。

- ・ 本学は積立金を唯一計上できない赤字大学だったが、近年の経営努力でようやく黒字になってきたものの、教育・研究経費を現状維持とする場合、財源的に余裕はない。
- ・ 給与水準としても社会一般路線に適合したものになるようにという法律の求め、それからタックスペイヤー（納税者）の理解という点より、減額抑制はやりたくないけど、せざるを得ない状況にある。

団交では「財政的に余裕はない」「社会一般路線に適合する必要がある」「タックスペイヤーの理解」という説明が繰り返され、組合が希望する業務実績、財政状況等に関する具体的な数値等は一切でてきませんでした。また、職員への説明については、個別に相談を受けつけ、全職員には大学ホームページを通じて説明するとの説明がありました。

団体交渉の結果、施行前に全職員に対する今回の不利益変更についての説明会を実施し、我々が納得できる説明をしていただくように要求しました。

以下は、吉村理事が団交の場で検討すると回答した事項となります（組合では12月18日付で、この検討事項に対する回答を12月20日午前11時までに行うように文書で通知いたしました）。

- ・ 職員への説明会の開催日時について
口頭での全学説明会、および個々の職員への相談会の開催日時
- ・ 職員組合の同意がないまま、給与規則の改正を強行しないこと

なお、本件については、継続して団体交渉を実施する事が確約されました。また 職員組合は、その緩和措置として、1) 臨時的に実施されている55歳以上給与の1.5%削減措置の廃止、2) 少なくとも、大学教員60歳、大学教員以外57歳を昇給抑制・停止年齢とすることについて提案しました。

一年ぶりに団体交渉再開／県労委申立は和解へ

岐阜大学の労使関係にとって大きな出来事が二つありましたので報告します。

一つは、ほぼ一年ぶりに、賃金と退職手当の減額をめぐる団体交渉が再開したことです（11月28日）。またこの団体交渉において大学執行部は、これまで頑なに拒んできた新資料の提示にも応じました。この資料によって、平成24年度と25年度における運営費交付金削減分（それぞれ7.7億円）を、大学がどのように捻出したのかが、おおざっぱな数値ではありますが明らかにされました。

私たちが知りたいのは、岐阜大学の全体の経営状態が、本当に賃金と退職手当を減額しなければならないほどに厳しいものであったのかという点です。その意味で、私たちが欲しい情報と大学執行部が開示した情報の間には大きな開きがありますが、団体交渉の最後に、今後さらに交渉を継続していくこと、次の団体交渉で大学は更なる情報開示に努めることが合意されました。

もう一つは、私たちが県労働委員会に申請していた不当労働行為（団交拒否）救済申立をめぐって、和解協定書が締結されたことです。この和解協定書では、今後団体交渉がスムーズに開かれるように、団体交渉のルールが明文化されました（別紙参照）。中央執行委員会は、県労委の救済命令よりも、労使双方が合意の下に締結する和解協定書の方が、今後の労使関係の健全な発展にとって有益であると判断し、県労委の和解調停に応ずることとしました。

また大学執行部が団体交渉に応じる姿勢を見せつつあるのも、県労委への申立を背景に粘り強く交渉した成果と言えるでしょう。ただし、本当に労使交渉をきちんと行うつもりが大学執行部にあるかどうかは、かなり危ういといえます。というのも今、55歳以上の職員の昇給抑制という、労働条件の新たな不利益変更が強行されようとしているからです。

今回締結された和解協定書を足がかりに、繰り返し団体交渉を開催して大学執行部に説明を求めるとともに、私たちの要求を伝えていく必要があると思われます。今後は団体交渉が続くこととなりますが、組合員のみなさんの粘り強い参加をお願いいたします。

（文責：中央執行副委員長 山本公德）

和解協定書

岐労委平成25年（不）第2号 岐阜大学不当労働行為事件について、岐阜大学職員組合（以下「申立人」という。）と国立大学法人岐阜大学（以下「被申立人」という。）とは、下記の条項により協定する。

この協定の証しとして、協定書3部を作成し、双方及び立会人が記名押印のうえ、双方及び岐阜県労働委員会が各1部を保有する。

平成 25年 12月 9日

記

和解条項

- 1 申立人及び被申立人は、団体交渉を円滑に実施し、またその機能の充実を確保するために、別紙「団体交渉のルール」を合意する。
- 2 申立人及び被申立人は、前項のルールを基調として誠実に団体交渉を行うことを、相互に確認する。
- 3 申立人は、本件救済申立てを取り下げる。

別紙

団体交渉のルール

(団体交渉について)

第1条 団体交渉の申入れがあったときは、速やかに、かつ、誠意をもってこれに応じること。

(窓口担当者)

第2条 申立人及び被申立人は、団体交渉の窓口担当者（以下「窓口担当者」という。）をおく。

2 窓口担当者は、申立人側は中央書記長とし、また被申立人側は人事給与課課長補佐とする。

3 申立人及び被申立人は、窓口担当者を変更したときは、速やかに、相手方に対し、その旨を通知する。

(申入れと窓口担当者による協議)

第3条 団体交渉の申入れは、文書（以下「申入書」という。）にて被申立人側の窓口担当者に提出して行う。

2 前項の申入書には、交渉事項を明記する。

(予備折衝)

第4条 申立人から団体交渉の申入れがあったときは、申立人及び被申立人の双方窓口担当者は速やかに、開催日時、開催場所、交渉事項、資料等について確認をする。

(出席当事者)

第5条 団体交渉には、交渉事項について交渉権限を有する者が出席しなければならない。

(交渉のあり方)

第6条 申立人及び被申立人は、団体交渉事項について主張や回答をする場合には、その根拠を具体的に説明するとともに、説明のために必要と思科される裏付け資料を提示又は交付するなどして相手方の理解を得るように努めるものとする。

2 申立人及び被申立人は、団体交渉において相手方から漏えいを禁止された資料及びそれに伴う情報を第三者に漏らしてはならない。

(交渉の継続)

第7条 団体交渉において予定された議題についての交渉が終了した場合は、妥結内容について双方で確認をする。また、交渉が継続することとなった場合は、団体交渉の場にて次回の団体交渉の開催日時及び開催場所を協議する。ただし、双方がそれぞれの主張や回答について説明を尽くすなど、それ以上交渉を重ねても進展する見込みがなくなったような場合は、団体交渉を打ち切ることができる。

(解釈と改定)

第8条 本ルールは、誠実な団体交渉の実現を目的として合意したものであり、その解釈又は適用に疑義が生じた場合は、同目的を指針として疑義の解消に努めるものとする。

2 前項の目的達成のために本ルールを改正する必要性が生じた場合は、速やかに協議を行い改正に努めるものとする。

岐阜大学職員組合の活動報告（10月～12月）

平成25年10月2日に開催された中央定期大会後より、第30期中央執行委員会の活動が始まりました。前期から行っておりました県労委への申し立ては和解協定書の締結をもって終了しました。その他、学長候補者選挙への対応、団交開始など、気がつけば年の瀬になっていました。10月から12月までの活動を報告させていただきます。

- 10月10日（木）12:10～13:00 四役会議（組合事務室）
- 10月18日（水）団体交渉のルール作りに関する団体交渉要求書提出
- 10月21日（月）10:00～12:00 岐阜県労働委員会第四回調査 ＊和解協議
- 10月23日（水）12:10～12:50 第2回中央執行委員会（組合事務室）
- 10月25日（金）予備交渉の申し入れ（メールにて）
- 10月28日（月）組合ニュース第92号発行
- 10月31日（木）学長候補者への公開質問状および候補者からの回答を組合Webページに掲載
- 11月01日（金）予備交渉の申し入れ（メールにて）
- 11月02日（土）全大教中部ブロック会議出席（書記次長）
労働組合交流企画 フットサル大会（岐阜大学）参加
- 11月05日（火）12:15～12:45 回答文配布の打合せ（組合事務室）
- 11月06日（水）組合ニュース号外（各候補者からの回答）全有権者へ配布
- 11月13日（水）10:00～10:30 第1回予備打合せ（組合事務室）
17:30～19:00 学長選に関する緊急会合（地域第1会議室）
組合ニュース第93号発行（意向聴取投票への参加よびかけ）
- 11月20日（水）55歳を超える職員の昇給抑制に関する団体交渉要求書提出
- 11月21日（木）18:00～19:00 第2回予備「交渉」の打合（組合事務室）
- 11月22日（金）09:30-10:00 第2回予備打合せ（本部棟1階小会議室）
17:30-19:15 四役会議（組合事務室）
- 11月26日（火）11月28日の団体交渉にむけての要望書提出
- 11月27日（水）12:10～12:50 第3回中央執行委員会（組合事務室）
- 11月28日（木）15:00～15:50 団体交渉の打合せ（組合事務室）
16:00～17:00 団体交渉（本部棟4F 大会議室）
17:00～18:00 今後の対応の協議（組合事務室）
- 11月29日（金）09:30～10:20 55歳を超える職員の昇給抑制に関する団交の予備打ち合わせ
- 11月30日～12月1日（土・日）全大教医大懇（大阪大学、2名参加予定）
- 12月02日（月）給与および退職手当減額に関する団体交渉要求書の提出
- 12月03日（火）19:00～20:00 岐阜県労働委員会との打合せ（県庁・県労委事務局）
- 12月04日（水）12:10～12:40 組合懇談会（組合事務室）＊支部と四役

- 12月09日（月） 10:00～12:15 岐阜県労働委員会第五回調査 ＊和解協定書締結／終了
12月12日（木） 18:30～20:00 ヨガ（病院多目的ホール）
12月13日（金） 12:10～12:50 四役会議（組合事務室）
組合ニュース号外発行（緊急会合のお知らせ）
12月16日（月） 18:00～19:00 緊急会合（応用生物科学部 1B会議室）
12月17日（火） 16:00-17:10 団体交渉（本部棟4F 大会議室）
12月19日（木） 12:10～ 教職員共済セミナー（組合事務室）

年明けからは大学の財務状況に関する勉強会や、本学の課題検討会などを行い、岐阜大学がより良い方向に進むための方策を提案できる組合となるように努力していききたいと思います。

組合員のみなさまの日頃から思っていることや職場環境をよくするためのアイデアなどを中央執行委員会へぜひお知らせください。

イベントのご案内

■ 新春のつどい

教育学部支部が毎年行っている餅つき大会と「新春のつどい」を一緒に行うことになりました。餅つきで日頃のストレスを発散し、ついたお餅を食べながら、他部署で働く皆さんと交流をしませんか。
みなさんの参加をお待ちしております。当日参加も歓迎いたします。

- 日 時 2014年1月29日（水）
17時30分～ 餅つき
18時30分～ 新春のつどい
- 会 場 教育学部 技術・美術棟1階 D108教室とその周辺
- 参加費 組合員 500円、未組合員 1000円
- 事前申込 1月20日（月）17時までに下記へ申し込みください
教育学部関係者→教育学部支部書記長（熊谷先生）へ
kayo@gifu-u.ac.jp、内線 3124
それ以外→岐阜大学職員組合事務室へ
kumiai@gifu-u.ac.jp、内線 9552